資料3—3

「北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について」新旧対照表

現　　行	改　正（案）
（平成２６年１０月２３日　改正） 北海道環境審議会運営要綱第２条第２項に規定する指定事項は次のとおりとする。 （省略） ３　温泉部会 ⑴温泉法関係 ア　第３条第１項、第４条第１項（第１１条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、第９条（第１１条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、第１１条第１項又は第１２条の規定による処分 （省略）	（令和７年５月　　日　改正） 北海道環境審議会運営要綱第２条第２項に規定する指定事項は次のとおりとする。 （省略） ３　温泉部会 ⑴温泉法関係 ア　第３条第１項、第４条第１項（第１１条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、第９条（第１１条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、第１１条第１項又は第１２条の規定による処分 ⑵地球温暖化対策の推進に関する法律関係 ア　第 22 条の２第５項第１号の規定に基づく地域脱炭素化促進事業計画についての同意（第 22 条の３第５項に基づき準用する場合を含む。） （省略）